平成18年4月1日

改正 平成24年9月28日 平成26年3月28日 平成27年7月31日 平成30年3月19日 令和4年3月31日 令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 本市のスポーツ関係団体の育成及びスポーツの振興を図るため、公共性のある適切な事業を行うスポーツ団体等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「津市スポーツ振興事業補助金」(以下「補助金」 という。)と称する。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、スポーツ 団体等が行う次に掲げる事業とする。
 - (1) スポーツの振興を図る事業
 - (2) レクリエーションの振興を図る事業
 - (3) 地域コミュニティースポーツの振興を図る事業
 - (4) スポーツ団体等の組織の整備及び育成を図る事業
 - (5) スポーツ及びレクリエーションの指導者及びリーダーの養成事業
 - (6) スポーツ選手の強化育成事業
 - (7) 各種スポーツ教室事業
 - (8) その他市長が特に必要と認める事業

(補助事業の名称等)

第4条 補助事業の名称、交付目的、補助対象経費、交付限度額及び交付対象

者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合型地域文化・スポーツクラブ活性化事業と 同一内容の事業の実施について、津市総合型地域スポーツクラブ支援事業補 助金交付要綱(令和4年津市訓第42号)の規定に基づく補助金の交付を受 け、又は受ける予定である総合型地域・文化スポーツクラブに対しては、補 助金を交付しない。

(交付申請)

- 第5条 規則第3条1項に規定する交付申請書の提出期限は、毎年5月31日 (各種大会等補助事業にあっては、当該各種大会等を実施する日の1月前) までとする。ただし、その期限について市長が相当な理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助条件)

- 第6条 規則第5条第1項第4号の規定による補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 津市及び津市教育委員会の関連事業に積極的に協力すること。
 - (2) 補助金の適正な執行に努めること。
 - (3) 事故等を防ぐため、安全に十分留意すること。
 - (4) その他この要綱の規定を遵守すること。

(実績報告)

- 第7条 規則第12条に規定する実績報告書(規則第6号様式)の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。
- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 収支決算書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

- 第8条 補助金は、市長が規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を 確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前

においても概算額を交付することができる。この場合においては、市長が規 則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、精算を行うも のとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日)

この要綱は、平成24年9月28日から施行する。

附 則(平成26年3月28日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月31日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 改正後の津市スポーツ振興事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行 の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金に ついては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月19日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助事業	補助金の交付目的	補助対象経費	交付限度額	交付対象者
津市スポーツ	津市スポーツ推進委員会が実施す	補助事業の運	予算で定める額	津市スポーツ推
推進委員会活	る地域スポーツの振興事業及び指	営費(食糧費		進委員会
性化事業	導者育成事業並びに当該委員会が	を除く。)		
	参画する大会、講習会等に対して			
	支援を行い、当該委員会の活性化			
	及びスポーツの振興を図る。			
津市スポーツ	津市スポーツ少年団本部が実施す	補助事業の運	予算で定める額	津市スポーツ少
少年団本部活	る青少年健全育成を目的とするス	営費(食糧費		年団本部
性化事業	ポーツ大会、交流会及び指導者・	を除く。)		
	リーダー育成事業並びに当該ス			
	ポーツ少年団本部が参画する競技			
	団体の大会等に対して支援を行			
	い、スポーツ団体の活性化、青少			
	年の健全育成及びスポーツ振興を			
	図る。			
津市スポー	津市スポーツ・レクリエーション	補助事業の運	予算で定める額	津市スポーツ・
ツ・レクリ	協会が実施するレクリエーショ	営費(食糧費		レクリエーショ
エーション協	ン、ニュースポーツ等の振興事業	を除く。)		ン協会
会活性化事業	及び指導者育成事業、スポーツ・			
	レクリエーション団体等の育成事			

i	1	İ	1	1
	業、加盟団体のみえスポーツフェ			
	スティバルへの参加に係る事業等			
	に対して支援を行い、スポーツ団			
	体の活性化及びスポーツ・レクリ			
	エーションの振興を図る。			
総合型地域文	総合型地域文化・スポーツクラブ	(1) 創設支援	(1) 創設支援	総合型地域文
化・スポーツ	が自主運営できるよう最大5年間	の活動運営	補助対象経費に5分の4を乗じて得	化・スポーツク
クラブ活性化	の支援を行い、文化・スポーツ活	費(食糧費	た額又は予算で定める額とし、50万	ラブ
事業	動の場、地域住民の交流の場及び	を除く。)	円を限度額とする。	
	青少年の健全育成の場の提供を図	(2) 活動支援	(2) 活動支援	
	る。	の活動運営	ア 設立1年目	
	(1) 創設支援	費(食糧費	補助対象経費に5分の4を乗じて	
	設立に係る準備期間の支援を	を除く。)	得た額又は予算で定める額とし、1	
	行い、総合型地域文化・スポー		00万円を限度額とする。	
	ツクラブの円滑な設立準備に寄		イ 設立2年目	
	与する。		補助対象経費に5分の4を乗じて	
	(2) 活動支援		得た額又は予算で定める額とし、8	
	設立後3年以内の育成期間の		0万円を限度額とする。	
	支援を行い、文化・スポーツク		ウ 設立3年目	
	ラブの運営の円滑化及び活性化		補助対象経費に5分の4を乗じて	
	に寄与する。		得た額又は予算で定める額とし、6	
			0万円を限度額とする。	

F- #1 >1->1.		15-11-1-30	- total control of the control	
伊勢湾海洋ス	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツ	補助事業の運	予算で定める額	一般財団法人伊
ポーツセン	センターが実施するヨットレー	営費(食糧費		勢湾海洋スポー
ター活性化事	ス、安全講習会等に対して支援を	を除く。)		ツセンター
業	行い、海洋思想及びマリンスポー			
	ツの普及並びにヨット利用者の増			
	加を図る。			
地区体育振興	地区体育振興会が実施する球技大	補助事業の運	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	地区体育振興会
会振興事業	会、ニュースポーツ及びレクリ	営費 (食糧	とし、10万円を限度額とする。ただ	
	エーションに関するイベント等に	費、他団体へ	し、設立後3年度以内の地区体育振興会	
	対して支援を行い、スポーツ・レ	の負担金及び	にあっては、補助対象経費の額とし、1	
	クリエーションの振興を図る。	補助金を除	0万円を限度額として交付することがで	
		< 。)	きる。	
津シティマラ	津シティマラソン大会の開催に対	補助事業の運	予算で定める額	津シティマラソ
ソン振興事業	して支援を行い、マラソン大会参	営費(食糧費		ン実行委員会
	加者の健康増進及び体力向上並び	を除く。)		
	に相互の仲間づくり及び交流の輪			
	を広げる場の提供を図る。			
地区スポーツ	地区体育振興会が実施するスポー	補助事業の運	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	地区体育振興会
教室事業	ツの基礎的技術、ルール等を学ぶ	営費(食糧費	とし、3万円を限度額とする。	
	スポーツ教室に対して支援を行	を除く。)		
	い、スポーツ・レクリエーション			
	の普及を図る。			